入 札 説 明 書（総合評価落札方式（河川巡視支援））

中部地方整備局静岡河川事務所の平成 24 年度　静岡河川管内河川巡視支援業務に係わる入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。
※本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 24 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という）に基づき実施される業務である。

１．公告日　平成２４年　１月２０日（金）

２．契約担当官等
分任支出負担行為担当官
中部地方整備局　静岡河川事務所長　井口　泰行
静岡市葵区田町３－１０８

３．業務名　平成 24 年度　静岡河川管内河川巡視支援業務（電子入札対象案件）

４．業務概要
（１）業務目的
本業務は、安倍川水系・大井川水系の指定区間外区間（国土交通省直轄管理区間）のうちで静岡河川事務所が所管する河川区域、河川保全区域を、河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るため、所管する河川区域、河川保全区域並（以下「巡視区域」という。）を巡視することで、河川管理業務の支援を行う業務である。

（２）業務の内容
本業務は、河川管理業務の支援として、以下に掲げる内容を行うものである。
なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において業務を行うものである。
１）河川管理上必要な情報等を把握し、把握した異常や河川法に関する不法行為等に対して必要な処置を講ずるとともに、河川管理上必要な情報及び資料を収集する業務
２）河川管理の一環として定期的・計画的に巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行う業務
３）河川巡視には、定期的に巡視区域内を車両により巡視する一般巡視と、より詳細に巡視する目的別巡視とがあり、車両を用いて車上から実施することを標準とするが、目的別巡視では対象に応じて、加えて徒歩で実施する場合がある。

４）河川巡視の際の具体的実施内容

①河川区域等における違法行為の発見

②河川管理施設及び許可工作物の維持状況の確認

③河川空間の利用に関わる情報収集

④河川の自然環境に関わる情報収集

５）異常を認めた場合の処置

６）巡視結果の記録・報告

７）巡視車両の運行と日常管理

貸与する巡視車両：安倍川出張所　ｲｽｽﾞ　ﾋﾞｯｸﾞﾎｰﾝ

島田出張所　　ﾐﾂﾋﾞｼ　ﾊﾟｼﾞｪﾛ

８）管理技術者は、担当技術者等から報告を受けた場合は調査職員に報告

９）その他の業務

①出水時並びに災害や事故の発生時などには、休日、夜間を問わず調査職員から業務を指示することがある。

②違法行為を排除するための外部機関（警察、公共団体等）との調整補助。

10）対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報については、別紙－１「業務ボリュームの参考指標」、別紙－２「従来の実施状況に関する情報の開示」を参照。

（３）技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は、業務を実施するにあたって創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から各提案を行うものとする。

１）業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

２）評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記の評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：業務対象河川の河川巡視において、不法行為を効果的に確認するための方法について

（４）履行期間　平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日を予定している。

（５）主たる部分

本業務における「主たる部分」は、「業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等」とする。

（６）再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

（７）成果品

成果品は以下のとおりとする。

・業務実施報告書　1 式

・打合せ資料　1 式

（８）入札方式等

１）本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

２）予定価格が 1,000 万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。

３）予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。

４）2）及び 3）（予定価格が 500 万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

５）本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

ただし、以下の点に留意すること。

・電子入札システムによる手続きは、同じＩＣカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。

・当初より、電子入札システムによりがたいものは、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと業務発注担当部署が認めた場合に限り、例外的に認めるものする。

・以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の業務発注担当部署の承諾を前提として行われるものである。

（９）本業務の契約書(案)、共通仕様書、特記仕様書は別冊のとおりである。

(10) 担当部局

〒４２０－００６８　静岡市葵区田町３－１０８

国土交通省　中部地方整備局　静岡河川事務所

１）契約関係

経理課　契約係
電　話：０５４－２７３－９１０１
ＦＡＸ：０５４－２７３－２１０８

２）技術関係
管理課　管理係
電　話：０５４－２７３－９１０５
ＦＡＸ：０５４－２０５－１２１３

５．競争参加資格

５－１．単体企業

（１） 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式－ 19 に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第 15 条において準用する第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号）について中部地方整備局が別に定める手続（別紙－５参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。また、中部地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

（２） 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（４）競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５－２．設計共同体

５－１．に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成２４年１月２０日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成24年度　静岡河川管内河川巡視支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日迄に受けているものであること。

５－３．５－１．（３）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も６により、競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。（５－２．に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）

５－４．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

１）親会社と子会社の関係にある場合

２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

５－５．競争参加資格確認申請者に関する要件

（１）業務実施体制に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、巡視区域が所在する静岡県内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

・業務の主たる部分（４（５））を再委託しない者であること。

・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（２）業務実績に関する要件

・競争参加資格確認申請者は、平成 14 年度以降に完了した以下に示す業務（平成 23 年度完了予定も対象に含む。）において、１件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注５)が発注した発注者支援業務(注６)、公物管理補助業務(注７)（河川又は道路）、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

注１）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第 2 条から第 4 条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注２）地方公共団体とは、地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注３）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注４）公益法人とは、次のものをいう。

一　公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

二　改正前の民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注５）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会

社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注６）発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙－３を参照。

注７）公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰･排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査･適正化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙－３を参照。

５－６．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

・一級土木施工管理技士

・ＲＣＣＭまたはＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※１）（技術士部門と同様の部門に限る。）

・河川法第 77 条第 1 項の河川監理員の経験を 1 年以上有する者

・河川又は道路関係の技術的行政経験を 25 年以上有する者（※２）

・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者（※３）

※１「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※２「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※３「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは以下のとおり

・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

※　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成 14 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 23 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評価要領に基づく業務成績が 60 点未満の場

合は実績として認めない。

業務実績には、平成 14 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

ただし、４．（２）７）巡視車両等に類する業務にもっぱら従事していた実績は、同種又は類似業務の実績には該当しない。

１）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）が発注した公物管理補助業務（注７）（河川）

２）類似業務：

・地方公共団体（注２）（都道府県及び政令市を除く）、地方公社（注３）、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した公物管理補助業務（注７）（河川）

・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）、地方公共団体（注２）、地方公社（注３）、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した発注者支援業務（注６）、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務

なお、同種業務・類似業務の区分については、別紙－４参照。

（注○）の説明は５－５（２）と同じ

（３）恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。なお、競争参加資格確認申請者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する誓約書（様式自由）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「恒常的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の誓約（様式自由）を添付すること。

（４）手持ち業務量

１）配置予定管理技術者は、平成 24 年 4 月 2 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成 24 年 3 月 31 日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が 4 億円未満かつ 10 件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいう。（以下、同じ。）

平成 24 年 4 月 2 日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 4 億円未満

から 2 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満にするものとする。

２）本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額 4 億円未満、件数で 10 件未満（平成 24 年 4 月 2 日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で 2 億円未満、件数で 5 件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書等において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

５－７．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

なお、配置予定担当技術者の資格要件は競争参加資格要件ではないが、様式－１１「予定担当技術者の平成 14 年度以降に完了（平成 23 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績」に記載する担当技術者は、以下の資格を有すること。

（１）配置予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有する者

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）

・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会１級土木技術者又は土木学会２級土木技術者

・ＲＣＣＭまたはＲＣＣＭと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)

・河川法第 77 条第 1 項の河川監理員の経験を 1 年以上有する者

・河川又は道路関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者

・５－６（２）の「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が 1 年以上の者

・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者（※１）

※１「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは以下のとおり

・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

５－８．競争参加資格確認申請書等に関する要件

以下の「（１）競争参加資格確認申請書等の内容」において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

（１）競争参加資格確認申請書等の内容　（各個別様式は別紙－６参照）

・競争参加資格確認申請書　（様式－１）
・競争参加資格確認資料表紙　（様式－２）
・企業の平成 14 年度以降に完了した業務実績　（様式－３）
・配置予定管理技術者の経歴等　（様式－４）
・配置予定管理技術者の平成 14 年度以降に完了（平成 23 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績　（様式－５）
・巡視区域が所在する都道府県と同一の都道府県内に所在している業務拠点（様式－６）
・業務実施体制　（様式－７）
・技術提案書表紙　（様式－８）
・業務の実施方針　（様式－９）　※業務の実施体制図は別途添付
・技術提案　（様式－10）
・配置予定担当技術者の平成 14 年度以降に完了（平成 23 年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績　（様式－11）
・競争参加資格認定申請書送付用鏡　（様式－ 12）　※代表者名にて発注者の長あて
・設計共同体で参加する場合の協定書の写し
・法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないことを示す誓約書（様式－19）
・「恒常的雇用関係」を証明する資料（様式自由）又は契約日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の証明（様式自由）

※　なお、４．（２）７）巡視車両等の業務にもっぱら従事する者を予定している場合には、様式－７、11 の担当技術者配置予定人数記載箇所に、担当技術者数と区分して人数を記載すること。

６．競争参加資格確認申請書等の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

なお、提出期間内に競争参加資格確認申請書等が提出場所に到達しなかった場合は、本競争に参加することはできない。

（１）入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式１）及び「資料」（様式２～７及 19、設計共同体で参加する場合の協定書の写し、「恒常的雇用関係」を証明する資料）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式８～11）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・一太郎　2007　以下
・Microsoft　Word2002　以下
・Microsoft　Excel2002　以下

・その他アプリケーション　PDF ファイル　Acrobat6.0　以下
画像ファイル　JPEG 及び GIF 形式
圧縮ファイル　LZH 形式のみ
※　ZIP 等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が 3MB を超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※　注１）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM 等）に上記の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、これにより郵送等で提出する場合は、様式－ 12 を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等として送信すること。ＦＡＸの提出は認めない。

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（CD-ROM 等）に６（１）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

・提出期間：別表の③のとおり。

・提 出 先：４．(11) １）と同じ。

※　注１「託送」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（２）５－１．（１）の記載による法第 10 条各号に該当する者でないことを示す確認資料については、（１）の記載に関わらず、提出期間、提出先、提出方法が異なるため、別表の②に提出期限を示す他、別紙５を熟読の上、これに基づき必要書類を提出すること。

（３）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表の①の日を予定する。

（４）その他

①競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された競争参加資格確認申請書等（CD-ROM 等の電子媒体含む）は、返却しない。

④提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先　４．(11) １）と同じ。

（５）競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

１）競争参加資格確認申請書等内容の留意事項

競争参加資格確認申請書等について、記載された事項以外の内容を含む競争参加資格

確認申請書等、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については競争参加資格確認申請書等を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加資格確認申請書等の様式は、別紙６の様式－１～ 11（Ａ４判）に示されるとおりである。

記　載　事　項	内　容　に　関　す　る　留　意　事　項
企業の業務実績	・競争参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・５．５－５（２）に規定する業務に関する実績を対象とする。 ・平成 14 年度以降に完了した業務とし、平成 23 年度完了予定見込みの業務も対象とする。 ・記載する件数は最大２件とする。 ・記載様式は様式－３とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・手持ち業務は平成 24 年 4 月 2 日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として未契約業務（特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「未契約」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。 ・当該地域での業務実績について、中部地方整備局管内で行った業務の実績を 1 件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。 なお、対象は平成 14 年度以降に完了した業務とし、平成 23 年度完了予定業務も対象とする。 ・記載様式は様式－４とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。ただし、競争参加資格確認申請書等提出日までに、「恒常的雇用関係」が提出者と　配置予定管理技術者の両者において成立していない場合は、契約日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の証明（様式自由）を添付すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成 14 年度以降に完了した業務とし、平成 23 年度完了予定の

	業務も対象とする。 ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。 ・記載する件数は最大 2 件とする。 ・競争参加資格確認申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式－５とする。1 件につき 1 枚以内に記載する。
巡視区域が所在する都道府県と同一都道府県内の所在している業務拠点	・巡視区域が所在する静岡県内の業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を記載する。 ・記載様式は様式－６とする。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の担当技術者の人数を記載する。 ただし、４．（２）７）巡視車両等の業務にもっぱら従事する者を予定している場合には、担当技術者数と区分して人数を記載すること。 ・配置予定の担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する（氏名は記載しない。）。 ※「同種又は類似業務」区分は配置予定管理技術者と同様。 ・平成 14 年度以降に完了した業務とし、平成 23 年度完了予定の業務も対象とする。 ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。 ・記載様式は様式－ 11 とする。
業務実施体制	・単体企業、設計共同体、いずれの場合においても業務分担について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名を記載すること。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・配置予定技術者を記載する。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 ただし、４．（２）７）巡視車両等の業務にもっぱら従事する者を予定している場合には、担当技術者数と区分して人数を記載すること。 ・記載様式は様式－７とする。
業務の実施方針	・業務実施体制図は別途添付すること。 ・記載様式は様式－９とし、2 枚以内に記載すること。

技術提案	・４．（３）２）に示した、評価テーマに対し具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式－10とし、1枚以内に記載すること。

２）業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

競争参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負（委託）業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、競争参加資格確認申請者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がないが、登録業務において担当技術者として従事していた場合は、登録順の先頭から3名までしか確認できないため、契約書及び配置予定管理技術者が従事していたことが確認できる資料の写しは提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

（６）提出期限・提出場所及び提出方法

１）提出期間：別表の③のとおり

２）提出場所：４．（11）１）に同じ。

３）提出方法：競争参加資格確認申請書等の提出は電子入札システムによること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る）により、提出場所へ提出すること。

FAXによる提出は受け付けない。

（７）その他

競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先

４．（11）１）に同じ

７．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者

に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

（２）上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局静岡河川事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

（３）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内に書面により行う。

（４）競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。

・受付場所：４．（11）１）に同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

・提出方法：持参又は郵送等に限り、電子入札システム及び FAX による提出は認めない。

８．入札説明書・積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

（１）質問は、文書（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保ができないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先　：４．（11）１）に同じ

②質問の受付期間：別表の④のとおり。

（２）質問に対する回答は、質問を受理した日から 5 日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：静岡河川事務所　経理課

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで

９．総合評価落札方式に関する事項

（１）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札に参加し、次の各要

件に該当する者のうち、下記（３）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

３）上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

<table>
<tr><th rowspan="2">評価項目</th><th colspan="4">評価の着目点</th><th rowspan="2">評価のウェイト</th></tr>
<tr><th colspan="4">判断基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td rowspan="2">管理技術者</td><td>資格要件</td><td>技術者資格等</td><td>技術者資格等、その専門分野の内容</td><td>下記の順位で評価する。
① 以下のいずれかの資格を有するもの
・技術士(総合技術監理部門－建設又は建設部門)
・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者
・一級土木施工管理技士
・河川法第 77 条第 1 項の河川監理員の経験を 1 年以上有する者
② 以下のいずれかの資格を有するもの
・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
・河川又は道路関係の技術的な行政経験を 25 年以上有する者
・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者</td><td>①５
②３</td></tr>
<tr><td>専門技術力</td><td>業務執行技</td><td>平成 14 年度以降の同種又は類似業務の実績の内容</td><td>下記の順位で評価する。
①同種業務の実績がある。
②類似業務の実績がある。</td><td>①５
②３</td></tr>
</table>

			術力			
		情報収集力	地域精通度	平成 14 年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内（※１）における同種又は類似業務実績がある。 ②当該整備局管内（※２）における同種又は類似業務実績がある。 ③その他	①５ ②３ ③０
配置予定担当技術者の経験	配置予定担当技術者の専門技術力				下記の順位で評価する。 ※複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他	①５ ②３ ③０
実施方針	業務理解度				業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	１０
	実施体制				下記の場合に優位に評価する。 ・配置技術者(管理技術者対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・発注者からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	２０
技術提案	評価テーマ:業務対象河川において、不法行為を効果的に確認するための方法について			的確性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	２０
				実現性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	１０
合計（技術評価の配点合計）						８０

※１「当該事務所管内」とは、静岡県の県全域での実績が同種又は類似業務の実績となる。

※２「当該整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県の全域での実績が同種又は類似業務の実績となる。

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

１）調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術

提案等」という）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、（６）３）３－２）の履行確実性の評価をＡとし、履行確実性度を 1.0 として評価するものとする。

２）調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、（６）３）３－２）①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

（３）総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点）×（1 －入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は 30 点とする。

３）技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。（技術評価点 80 点満点を 60 点換算する。）

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

（４） 競争参加資格確認申請書等に基づく業務

競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

（５） 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

１）実施場所：中部地方整備局　静岡河川事務所

２）実施期間：平成２４年　２月２０日（月）～平成２４年　２月２９日（水）

３）ヒアリング時間：別途通知

４）出席者：配置予定管理技術者

５）ヒアリングにおける質疑応答内容

・配置予定管理技術者の経歴について

・配置予定管理技術者の業務実績について

・実施方針について

・技術提案について

（６）履行確実性に関するヒアリング

１）ヒアリングの実施

①どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合もある。

②ヒアリングを実施場合は、別途連絡する。

③入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、競争参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

④ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。

又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合、または記載内容に不備がある場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

２）履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

・当該価格により入札した理由　（様式 13）

・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書　（様式 14）
・一般管理費等内訳書　（様式 14 － 1）
・当該契約の履行体制　（様式 15）
・手持の建設コンサルタント業務等の状況　（様式 16）
・手持ち業務の人工　（様式 16 － 1）
・配置予定技術者名簿　（様式 17）
・直接人件費内訳書　（様式 17 － 1）
・過去において受注･履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署（様式 18）
・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
・過去 3 カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。また、４．（２）７）巡視車両等の業務にもっぱら従事する者を予定している場合には、様式 13、様式 17、様式 17 － 1 に、担当技術者数と区分して情報を記載すること。

３）技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

３－１）技術提案等の履行確実性の審査は、競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

３－２）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価する。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（１）入札書の受付期間

別表の⑥のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

（２）入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により４．（11）１）の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

（３）開札の日時及び場所

別表の⑦のとおり。

11. 入札方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札執行回数は原則 2 回を限度とするが、場合によっては 3 回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第 99 条の 2 に基づく随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除

（２）契約保証金　免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（１）紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

（２）第 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

（３）紙入札方式参加者で第 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

（４）本案件は開札後、落札予定者に対して FAX にて資格確認を行う。よって開札時には連絡が取れるよう、担当者は待機すること。

FAX にて指定する回答期限時間までに確認ができなかった場合は、入札は無効となり、落札予定は取り消される場合がある。

また、これに併せ、開札時には一旦保留通知書を電子入札システムにて送付するので確認すること。

なお、本案件について競争参加資格要件を満たさないこととなった場合並びに本案件の落札予定者となったことにより、他の参加業務において競争参加資格要件を満たさないこととなった場合には、速やかにそれぞれの発注者に対し、技術提案書の取下げ手続きを行うこと。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認を受けた者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他開札の時において５．に掲げる要件のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 契約書作成の要否等　　(要) 否

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

16. 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は工期によって変更する場合がある。

前払金　無

平成 24 年度　部分払金　　6　回以内

平成 25 年度　部分払金　　5　回以内

17. 火災保険付保の要否　　要 (否)

18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）及び（2）については、履行確実性の評価及び予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（1）増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者配置予定管理技術者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）に登録すること。

１）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去 4 年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有するすべての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件を違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

①　配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務とともに同一件数以上の実績を有する者。

②　配置予定管理技術者が保有しているすべての資格（分野及び部門ともに）を有し

ている者

③　過去 4 年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 77 点以上の業務における配置予定管理技術者としての経験を有し、過去 4 年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が 77 点以上である者

④　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

⑤　増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）に登録すること。

２）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

①　当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②　当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③　過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

④　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成 23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を行った代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任する予定の者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務完了後 1 年間とする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

（３）再委託

共通仕様書で示す簡易な業務の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

（４）打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と（１）１）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

19. 品質確保基準価格

1）予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。

2）「９（６）履行確実性に関するヒアリング」、「18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。

3）品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

4）品質確保基準価格を下回る場合の、「18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（４）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

（１）総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

（２）上記（１）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日は含まない。）以内に書面により行う。

（３）受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。

・受付場所：４（11）１）と同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

・提出方法：持参又は郵送等に限り、電子入札システム及び FAX による提出は認めない。

21. 再苦情申立て

（１）７．（３）及び 20.（２)の回答に不服がある者は、当該回答に係る書面を受け取った日から 7 日（休日を含まない）以内に、書面により中部地方整備局長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。再苦情申し立てについては、入札監視委員会にて審議を行う。

（２）再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

・中部地方整備局　主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

・電話　052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）

・時間　上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

22. 関連情報を入手するための照会窓口

４．（11）１）に同じ。

23．その他

（１）契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

（３）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

（４）同種又は類似業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

（５）競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として競争参加資格確認申請書等に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

（６）電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前 9 時から午後 6 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス http://www.e-bisc.go.jp

（７）システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

（８）障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク　TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ　http://www.e-bisc.go.jp

・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

各民間認証局に問い合わせること。

ただし、競争参加資格確認申請書等、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

〒４２０－－００６８　静岡市葵区田町３－１０８

中部地方整備局　静岡河川事務所　経理課　契約係

電話　０５４－２７３－９１０１

（９）入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
・辞退届受付票
・日時変更通知書
・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にﾒｰﾙでも知らせる。）
・決定通知書
・保留通知書
・取止め通知書

（10）本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成 24 年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。

本入札に係る落札決定及び契約締結は、平成 24 年 4 月 2 日とする。ただし、4 月 2 日までに平成 24 年度予算成立（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は 4 月 3 日以降、予算成立後最初の開庁日とする。

また、暫定予算となった場合、予算処置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

（11）落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

（12）受注者が負う可能性のある罰則等

１）本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

２）第 25 条第 1 項の規定（秘密保持）に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第 54 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとなる。

３）次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

・法第 26 条第 1 項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第 26 条第 1 項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。
・正当な理由なく、法第 27 条第 1 項による指示に違反した者。

４）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記３）の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行

為者を罰するほか、その法人又は人も上記３）の刑を科されることとなる。

（13）国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

・本業務は、法第 2 条第 7 項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

・そのため、入札に参加しようとする者は、「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」（別紙－５）を踏まえ、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

・なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第 6 条第 9 号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

・また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

（14）本業務は、新たな積算手法の対象業務である。

本業務の積算基準については、下記ＵＲＬを参照すること。

http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/minaoshi/index.htm

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成 24 年　2 月 16 日
②	法第 10 条各号に該当する者でないことを示す資料（誓約書除く）の提出期限	平成 24 年　1 月 23 日から平成 24 年　2 月　2 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	競争参加資格確認申請書等の提出期間	平成 24 年　1 月 23 日から平成 24 年　2 月　9 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成 24 年　1 月 23 日から平成 24 年　2 月 24 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	技術提案に関するヒアリングの期間	平成 24 年 2 月 20 日から 平成 24 年 2 月 29 日まで
⑥	入札書の受付期間	平成 24 年　3 月　6 日 10 時 00 分から 平成 24 年　3 月　7 日 16 時 00 分まで
⑦	開札の日時及び場所	平成 24 年　3 月　8 日 15 時 00 分 静岡河川事務所入札室
⑧	調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限	別途通知する ※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX による提出は受理しない。
⑨	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する

別紙－１　業務のボリュームの参考指標　～業務発注担当部署～

業務発注担当部署及び対象河川管理延長

（単位：km）

地方整備局　等	業務発注担当部署	H24 予定管理延長
北海道開発局	札幌開発建設部	78
	函館開発建設部	51
	小樽開発建設部	25
	旭川開発建設部	381
	室蘭開発建設部	68
	釧路開発建設部	103
	帯広開発建設部	268
	網走開発建設部	160
	留萌開発建設部	85
東北地方整備局	高瀬川河川事務所	40
	岩手河川国道事務所	119
	仙台河川国道事務所	74
	北上川下流河川事務所	68
	秋田河川国道事務所	55
	湯沢河川国道事務所	118
	新庄河川事務所	101
	福島河川国道事務所	129
関東地方整備局	荒川上流河川事務所	83
	江戸川河川事務所	110
	利根川下流河川事務所	123
	利根川上流河川事務所	86
	下館河川事務所	87
	霞ヶ浦河川事務所	264
	京浜河川事務所	29
北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	20
	阿賀川河川事務所	41
	信濃川下流河川事務所	61
	信濃川河川事務所	115
	黒部川河川事務所	21
中部地方整備局	沼津河川国道事務所	37
	静岡河川事務所	57
	天竜川上流河川事務所	127
	木曽川下流河川事務所	81
	三重河川国道事務所	117

近畿地方整備局	紀南河川国道事務所	13
	木津川上流河川事務所	112
	猪名川河川事務所	50
	姫路河川国道事務所	109
	福知山河川国道事務所	57
	福井河川国道事務所	59
	紀の川ダム統合管理事務所	32
四国地方整備局	徳島河川国道事務所	232
	那賀川河川事務所	57
	中村河川国道事務所	79
	大洲河川国道事務所	49
	吉野川ダム統合管理事務所	49
中国地方整備局	日野川河川事務所	28
	出雲河川事務所	128
	浜田河川国道事務所	107
	岡山河川事務所	103
	太田川河川事務所	135
九州地方整備局	遠賀川河川事務所	134
	山国川河川事務所	29
	佐伯河川国道事務所	34
	宮崎河川国道事務所	100
	大隅河川国道事務所	52
	熊本河川国道事務所	73
	菊池川河川事務所	82
	筑後川河川事務所	241
	長崎河川国道事務所	22

※　予定管理延長は各業務発注担当部署別の予定管理延長であり、1 業務あたりの予定管理延長ではない。

※　予定管理延長はあくまで予定値であり今後変動のありうる数値である。

別紙－２．従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費

（単位：千円）

			平成20年度	平成21年度	平成22年度
（中部地方整備局　静岡河川事務所）					
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
		委託費定額部分	35,490	32,907	36,120
	委託費等	成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)			35, 490	32, 907	36, 120
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)＋(b)			35, 490	32, 907	36, 120

（注記事項）
・本業務は平成22年度まで「河川巡視支援業務」として民間事業者に委託している。
・上記の委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、諸経費等が含まれる。
・業務概要は、「実施要項1.」に記載のとおりである。

注）東日本大震災の被災地域については震災の影響により、上記の平成 20 ～ 22 年度と比べ、平成 23 年度以降は大幅に変動する場合がある。

2 従来の実施に要した人員

（業務従事者に求められる知識・経験等）
管理技術者（主任技術者）が以下の要件を満たすこと。
1．経験に関する要件
　過去10年間に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。
　同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理支援業務（河川）
　類似：地方公共団体（都道府県、政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理業務（河川）
　　・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計・詳細設計、土木工事の監理技術者
2．技術力に関する要件
　以下のいずれかの資格等を有する者。
　・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
　・一級土木施工管理技士
　・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者
　・RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
　・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
　・河川管理支援士
　・河川の技術的行政経験を25年以上有する者

（業務の繁閑の状況とその対応）
・年間を通じて業務の繁閑はないが、徒歩を中心とした巡視や出水、地震、事故等による緊急河川巡視が生じることがある。

（月単位の人員配置状況）（中部地方整備局　静岡河川事務所）

平成20年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当技術者配置人員（人/日）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
通常勤務日数（日）	42	42	44	46	45	42	44	36	40	38	38	42
徒歩を中心とした巡視（人）	11	12	17	9	1	1	7	6	8	18	25	10
緊急対応（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成21年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当技術者配置人員（人/日）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
通常勤務日数（日）	42	38	44	46	51	40	42	38	40	38	38	44
徒歩を中心とした巡視（人）	0	9	0	0	17	0	0	4	21	13	22	3
緊急対応（時間）	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	12	0

平成22年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
担当技術者配置人員（人/日）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
通常勤務日数（日）	42	37	44	44	54	40	39	40	39	39	36	44
徒歩を中心とした巡視（人）	0	8	15	0	5	0	0	7	13	13	16	11
緊急対応（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注記事項）
・人員配置は、本業務の遂行に必要となる月毎の日当たりの人員である。
・担当技術者配置人員には巡視車両等の業務にもっぱら従事する者も含む。
・緊急対応（時間）は、対応人員数×各人対応時間の、のべ時間である。

（従来の計画・実績の状況）		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
（中部地方整備局　静岡河川事務所）							
河川巡視	安倍川出張所	245日	249日	245日	250日	243日	249日
		48日	83日	48日	44日	48日	49日
		－	0回（のべ　人・0時間）	－	2回（のべ　20人・54時間）	－	0回（のべ　人・0時間）
	島田出張所	245日	250日	245日	251日	243日	249日
		48日	42日	48日	45日	48日	39日
		－	0回（のべ　人・0時間）	－	0回（のべ　16人・26時間）	－	0回（のべ　人・0時間）

（注記事項）
・計画は発注者が定め、受注者に指示した年間巡視日数である。
・各出張所の上段の数値は平常時巡視、中段は徒歩を中心とした巡視、下段は出水、地震、事故等による緊急河川巡視をあらわす。
・河川巡視の主な業務細目は、巡視計画の作成、平常時の巡視、緊急時の巡視、巡視日報等記録の整理である。

1ページ

3 従来の実施に要した施設及び設備

〈中部地方整備局　静岡河川事務所〉
【施設】

【設備及び主な物品】
1．施設名称：安倍川出張所
　種類：河川パトロール車両、河川現況台帳付図
　使用数量：河川パトロール車両(1台)、河川現況台帳図(1冊)

2．施設名称：島田出張所
　種類：河川パトロール車両、河川現況台帳付図
　使用数量：河川パトロール車両(1台)、河川現況台帳図(1冊)

〈注記事項〉
1．国が民間事業者に提供・使用させる施設・設備等は、実施要項「費用負担等に関するその他の留意事項」に記載するとおり。

4 従来の実施における目的の達成の程度

① 河川巡視の際の具体的内容 ： 違法行為や施設の変状の発見、河川利用や自然環境にかかる情報収集等が適正に実施された。
② 河川巡視中に現場で講ずる処置 ： 巡視中の違法行為や、施設の変状等発見の際の処置が適正に実施された。
③ 河川巡視結果の記録、報告 ： 巡視結果等の記録、報告が適正に実施された。

5 従来の実施方法等

従来の実施フロー図

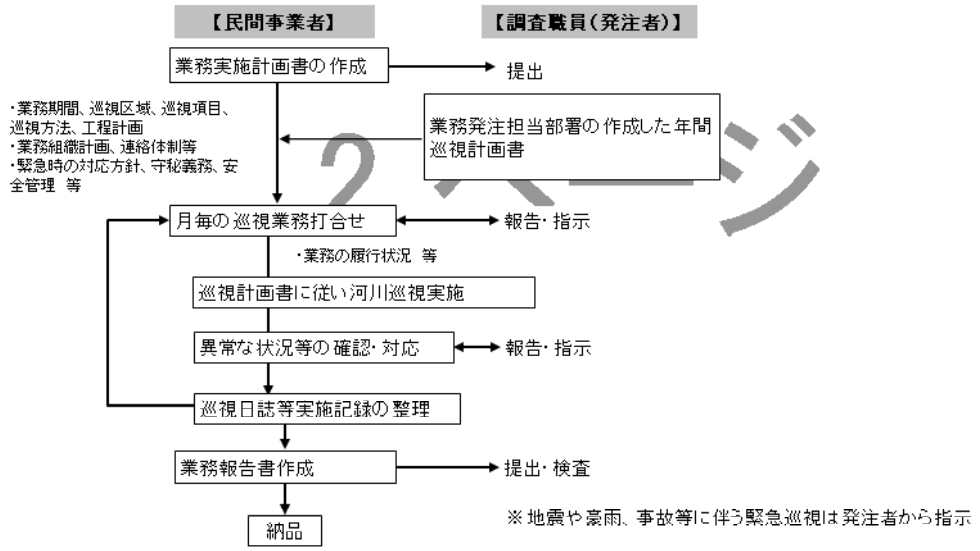

〈事業の目的を達成する観点から重視している事項〉

・担当技術者への指導監督
　管理技術者は、契約図書等に基づき業務の適正な履行を確保するため次の事項について担当技術者を指導監督すること。
　　○河川巡視及び出水時巡視の区域、内容
　　○河川巡視及び出水時巡視の経路、方法
　　○河川巡視及び出水時巡視の指標等
・関係法令及び条例の厳守
　関連する諸法規及び条例等の厳守すること。
・守秘義務
　業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
・安全等の確保
　業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
　業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告しなければならない。
・巡視中の異常が認めた場合の措置
　現況を撮影するとともに調査し記録、是正のため必要な措置、調査職員に報告の口頭や注意書の交付ないしは提示並びに重大な場合や是正が緊急を要する場合に調査職員に報告すること
・業務体制の確保
　緊急時においては、管理対象地点(事務所または出張所)に速やかに到達できる体制がとれること。
・出水、地震、事故等による緊急河川巡視
　緊急河川巡視に備え調査職員との打合せ及び事前調査、通報訓練を行う。出水時は河川の水位が指定水位を超え更に上昇し警戒水位に達するおそれがある時、地震時は静岡河川事務所の管内で震度4以上の地震が発生した時など調査職員の指示があった場合体制が構築できるよう準備しておく。

別紙－3　発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績に定める業務の内容一覧　　1／2

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力のまでの一連の業務
	◆技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆工事監督支援業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務　○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆品質検査業務（過去の業務）	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務
	◆工事管理業務（過去の業務）	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
公物管理業務（河川）	◆河川巡視業務	○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務
	◆河川許認可審査支援業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務
公物管理業務（道路）	◆道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆道路許認可審査業務	○道路の各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査のいずれかの補助業務
	◆適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、特殊車両申請の指導取締のいずれかの補助業務
CM業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザリー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザリー業務
土木設計業務（河川）	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計　等
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計　等
土木設計業務（道路）	◆概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討　等
	◆予備設計	○道路予備設計（中心線決定、用地幅決定）、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計　等
	◆詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計　等

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。

別紙－３　発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績に定める業務の内容一覧　　2／2

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務（河川）	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発、等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作成、事業計画等
調査検討・計画策定業務（道路）	◆調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等
	◆計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災ｱｾｽﾒﾝﾄ、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、事業計画等
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	◆管理施設調査業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の点検
管理施設調査・運用・点検業務（道路）	◆管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆管理施設運用業務	○情報管理業務　等
	◆管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検　等
測量業務	◆測量作業	○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深浅測量、用地測量、空中写真測量　等
	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査　等
地質調査業務	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査　等
	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定　等

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。

企業における対象業務の分類表 《発注者支援業務及び公物管理補助業務》

【企業】

別紙－4 1/2

業務実績	対象業務	積算技術	技術審査	工事監督支援	河川巡視	河川許認可	ダム管理	排水機場管理	道路巡回	道路許認可審査・適正化指導業務
発注者支援業務	◆積算技術業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆技術審査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆工事監督支援業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆品質検査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆工事管理業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公物管理補助業務（河川）	◆河川巡視業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆河川許認可審査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆ダム管理支援業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆排水機場管理支援業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公物管理補助業務（道路）	◆道路巡回業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆道路許認可審査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆適正化指導業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
CM業務		●	●	●	●	●	●	●	●	●
PFI事業技術アドバイザリー業務		●	●	●	●	●	●	●	●	●
土木設計業務（河川）	◆予備設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆詳細設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土木設計業務（道路）	◆概略設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆予備設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆詳細設計	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調査検討・計画策定業務（河川）	◆調査検討業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆計画策定業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調査検討・計画策定業務（道路）	◆調査検討業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆計画策定業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	◆管理施設調査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設運用業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設点検業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
管理施設調査・運用・点検業務（道路）	◆管理施設調査業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設運用業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆管理施設点検業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●
測量業務	◆測量作業	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆測量調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地質調査業務	◆ボーリング調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	◆地質調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●

対象業務における同種業務・類似業務の分類表《公物管理補助業務》

【管理技術者】

【 凡例 ： 同種● 類似○ 】

業務実績	対象業務	河川巡視	河川許認可	ダム管理	排水機場管理	道路巡回	道路許認可審査・適正化指導業務
発注者支援業務	◆積算技術業務	○	○	○	○	○	○
	◆技術審査業務	○	○	○	○	○	○
	◆工事監督支援業務						
	◆品質検査業務（過去の業務	○	○	○	○	○	○
	◆工事管理業務（過去の業務	○	○	○	○	○	○
公物管理補助業務（河川）（注1）	◆河川巡視業務	●○	●○	●○	●○		
	◆河川許認可審査業務	●○	●○	●○	●○		
	◆ダム管理支援業務	●○	●○	●○	●○		
	◆排水機場管理支援業務	●○	●○	●○	●○		
公物管理補助業務（道路）（注1）	◆道路巡回業務					●○	●○
	◆道路許認可審査業務					●○	●○
	◆適正化指導業務					●○	●○
調査検討・計画策定業務（河川）	◆調査検討業務	○	○	○	○		
	◆計画策定業務	○	○	○	○		
調査検討・計画策定業務（道路）	◆調査検討業務						
	◆計画策定業務						
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	◆管理施設調査業務	○	○	○	○		
	◆管理施設運用業務	○	○	○	○		
	◆管理施設点検業務	○	○	○	○		
管理施設調査・運用・点検業務（道路）	◆管理施設調査計画					○	○
	◆管理施設運用業務					○	○
	◆管理施設点検業務					○	○
CM業務						○	○
PFI事業技術アドバイザリー業務						○	○
土木設計業務（河川）	◆予備設計	○	○	○	○		
	◆詳細設計	○	○	○	○		
土木設計業務（道路）	◆概略設計					○	○
	◆予備設計					○	○
	◆詳細設計					○	○

土木工事	◆監理技術者	○	○	○	○	○	○

（注1） 同種（●）は国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務、類似（○）はその他の機関が発注した業務

（別紙－５）

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成２４年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する民間競争入札の対象となったため、暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する第１０条第４号、第６号、第７号、第８号及び第９号をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

１．参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であることを記載した誓約書（様式－１９）を提出すること。

２．下記（１）に掲げる提出先に対し、下記（２）に掲げる提出期限までに、下記（３）に掲げる提出資料を１通ずつ提出すること（下記（４）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、当該資料は、当地方整備局各機関が入札公告をする発注者支援業務等に共通して用いるため、当該発注者支援業務等のうち複数のものに参加する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、１通ずつ提出すればよいことに留意すること。

この取扱の対象となる発注者支援業務等は、中部地方整備局ホームページにて公表しているので、十分に確認すること。

（１）提出先

〒４６０－８５１４
名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局総務部契約課契約第二係
電話０５２－９５３－８１３８
電子メール keiyaku@cbr.mlit.go.jp

（２）提出期限

平成２４年２月２日（木）１６：００必着のこと。

なお、競争参加資格申請書等の提出期限とは異なるので、注意されたい。

（３）提出資料

①入札参加事業者等確認書（様式－２０）

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

（参考１及び参考２を参照のこと。なお、確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。）

③確認用電子データ（様式－２１。なお、ダウンロードシステムにて交付するエクセルファイルにて作成、提出のこと。）

（４）提出方法その他留意事項

１）上記（３）①から③の資料の提出方法は、次のとおりとする（なお、各資料のデータを１枚のＣＤ－Ｒ等にまとめて記憶させて差し支えない）。いずれも、電子入札システムによる提出ではないことに留意すること。

①入札参加事業者等確認書

原本を郵送するとともに、ＰＤＦ化したデータを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送すること。

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

原本を郵送するとともに、ＰＤＦ化したデータを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送すること。

③確認用電子データ

（１）のアドレス宛電子メールの添付文書として送信するとともに、当該確認用電子データを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送すること。

２）上記（３）②記載のとおり確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいが、その提出期限については、落札予定者の通知とともに通知する。なお、提出先は（１）まで、持参又は郵送にて提出すること。

参考１　　意見聴取対象者等

参考２　　暴力団排除に関する欠格事由

様式－１９　誓約書

様式－２０　入札参加事業者等確認書

様式－２１　確認用電子データ作成様式

（参考１）

意見聴取対象者等

※確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。

		意見聴取の対象（※1）	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
入札参加事業者	個人の場合	①　入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・商号又は屋号 ・事業内容	・住民票の写し等（※3） ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 （戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）
		②　①の法定代理人（※2）	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 （①の戸籍抄本）
	法人の場合	③　入札参加事業者	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・事業内容	・登記事項証明書（※4）
		④　③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 （戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）
		⑤　④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 （④の戸籍抄本）
		⑥　③の主要株主等（※5）（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	
		⑦　③の主要株主等（法人）	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	
		⑧　相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等
		⑨　③の親会社等（※6）（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 （戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）
		⑩　⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 （⑨の戸籍抄本）
		⑪　③の親会社等（法人）	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合等	・登記事項証明書
		⑫　⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 （戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）
		⑬　⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 （⑫の戸籍抄本）
		⑭　相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等

※１　「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。
※２　「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。
※３　「住民票の写し等」とは、原則として、住民票の写し（本籍地の記載あるもの）、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の外国人登録原票の写し又はこれに代わる書面（いずれも発行後６ヶ月以内のもの）とする。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよい。
※４　「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書（発行後６ヶ月以内のもの）
※５　「主要株主等」とは、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を所有する株主及び出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいう。
※６　ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有している者のみをいい、同条第２項に規定する者は含まないものとする。

（参考２）

暴力団排除に関する欠格事由

【１】法第１０条第４号関係
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（【１】説明）
上記のとおり。

【２】法第１０条第６号関係
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【１】に該当するもの

（【２】説明）
「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。
①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第６条）
②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第７５３条）

【３】法第１０条第７号関係
法人であって、その役員のうちに【１】又は【２】のいずれかに該当する者があるもの

（【３】説明）
「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【４】法第１０条第８号関係
暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（【４】説明）
法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」については、その概念が広く、入札参加時に意見聴取の対象をすべて特定することは困難であるため、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主
③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

【５】法第１０条第９号関係
その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【１】から【４】までのいずれかに該当する者

（【５】説明）
「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。

① 施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
② 同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する

者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第３条第２項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取の対象者とはされていない。

（参照条文）

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

（平成１８年法律第５１号）

（欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

三　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五　第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九　その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能とな

る関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十　その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一　法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二　官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（準用）

第十五条　第十条、（中略）の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、（中略）と読み替えるものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

（平成１８年政令第２２８号）

（親会社等）

第三条　法第十条第九号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

２　ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有す

る者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（平成３年法律第７７号）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五（略）

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

七・八（略）

●民法（明治２９年法律第８９号）

（未成年者の営業の許可）

第六条　一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

２　前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（婚姻による成年擬制）

第七百五十三条　未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

別紙－６　　（様式－１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局静岡河川事務所長　　井口　泰行　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）

（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成２４年１月２０日付けで公告のありました「平成２４年度静岡河川管内河川巡視支援業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。
なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

（様式－２）

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局静岡河川事務所長　　井口　泰行　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）

（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成２４年度静岡河川管内河川巡視支援業務

競争参加資格確認資料

連絡先　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
アドレス

平成２４年１月２０日付けで公告のありました「平成２４年度静岡河川管内河川巡視支援業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注１）電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が３ＭＢを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）に入札説明書「６．申請書等の提出等」の（１）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注２）印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

（様式－３）

・企業の平成１４年度以降に完了した業務実績

会社名）

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注１：業務分類には、「対象業務」を記載する。

注２：様式－４に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注３：業務実績は最大２件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。

注４：TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

（様式－４）

・配置予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	

④保有資格

技術士（部門：　　分野：　　登録番号：　　取得年月日：　　）

土木学会特別上級、上級者又は１級土木技術者

（登録番号：　　取得年月日：　　）

一級土木施工管理技士（登録番号：　　取得年月日：　　）

RCCM　（部門：　　登録番号：　　取得年月日：　　）

RCCMと同等の能力を有する者（部門：　　合格年月日：　　）

河川法第77条第１項の河川管理員の経験

河川又は道路関係の技術的な行政経験（所属：　　期間：　　）

河川管理支援士　　（登録番号：　　取得年月日：　　）

⑤同種又は類似業務経歴（平成１４年度以降、最大２件）

業務分類	業　務　名	発注機関	履行期間
	TECRIS登録番号：		
発注者としての実務経験 （従事機関名）		役職	従事期間
業務履行場所			

業務分類	業　務　名	発注機関	履行期間
	TECRIS登録番号：		
発注者としての実務経験 （従事機関名）		役職	従事期間
業務履行場所			

⑥手持業務の状況（平成２４年４月２日現在）
管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上
（ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）

業　務　名	職務上の立場	発　注　機　関	履　行　期　間	契　約　金　額
				（契約金額合計　　万円）

注１：保有資格の「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」は、合格証の写しを添付すること。

注２：「河川管理支援士」は証明書の写しを添付すること。

注３：業務分類には、「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※なお、上記に記載した業務履行場所において地域精通度の評価をする。

（様式－５）

・配置予定管理技術者の平成１４年度以降に完了（平成２３年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
ＴＥＣＲＩＳ登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 ＴＥＬ	
業務の概要	（○○技術者として従事）
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注１：業務分類には、「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注２：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注３：○○には「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注４：TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

（様式－６）

・巡視区域が所在する都道府県と同一の都道府県に所在して業務拠点を１つ記載する。

住所	
電話番号	
ＦＡＸ	
会社名	
役職名　代表者氏名	

（様式－７）

・業務実施体制

分担業務の内容	備　　考

注１：１者単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。

注２：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注３：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数　　人 巡視車両等の業務にもっぱら従事する者の予定人数者数　　人		

注１：氏名にはふりがなをふること。

注２：４．（２）７）巡視車両等の業務にもっぱら従事する者を予定している場合には、担当技術者と区分して人数を記載すること。

（様式－８）

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局静岡河川事務所長　井口　泰行　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）

（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成２４年度静岡河川管内河川巡視支援業務

技 術 提 案 書

連絡先　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ

平成２４年１月２０日付けで公告のありました「平成２４年度静岡河川管内河川巡視支援業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注１）電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等と同時に提出する場合や技術提案書の提出において合計容量が３ＭＢを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）に入札説明書「６．申請書等の提出等」の（１）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。
注２）印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

（様式－９）

・業務の実施方針

業務の実施方針
（Ａ４サイズ、２枚以内とする。）

※業務実施体制図は別途添付すること。

（様式－１０）

・技術提案

技術提案 評価テーマ：業務対象河川の河川巡視において不法行為を効果的に確認するための方法について
（Ａ４サイズ、１枚以内とする。）

（様式－１１）

・予定担当技術者の平成１４年度以降に完了（平成２３年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数＿＿＿＿人
②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者Ａ	
担当技術者Ｂ	
担当技術者Ｃ	

注１：配置予定担当技術者の氏名は記載しないこととし、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

（様式－１２）

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局静岡河川事務所長　井口　泰行　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）

（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

平成24年度静岡河川管内河川巡視支援業務の競争参加資格確認申請書は、容量を超えたため持参（又は郵送）にて提出します。なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１．問い合わせ先
担　当　者　：
部　　署　：　○○本店○○部○○課
電話番号　：　（代）○○－○○○－○○○○〔（内）○○○○〕

２．持参（又は郵送）する書面の目録

３．持参（又は郵送）する書類の頁数　　全○○頁

４．持参（又は発送）年月日　　平成○年○月○日

別添資料

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1　調査基準価格等

調査基準価格等とは、1,000 万円を越える業務で予決令第 85 条に基づく「調査基準価格」及び予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務で、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、以下の業務に係る契約については、その額が予定価格に 10 分の８を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の８を乗じて得た額とし、10 分の６を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の６を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務（発注者支援業務・公物管理補助業務）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務（用地補償総合技術業務）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2　履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が１の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

様式１３　当該価格により入札した理由
様式１４　入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
様式１４－１　一般管理費等内訳書
様式１５　当該契約の履行体制
様式１６　手持の建設コンサルタント業務等の状況
様式１６－１　手持ち業務の人工
様式１７　配置予定技術者名簿
様式１７－１　直接人件費内訳書
様式１８過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

・過去 3 カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）

・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
・平成２３・２４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の２名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
・その他、様式１３～１８の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。
また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

３　技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。
　なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合、または、記載内容に不備がある場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)から d)までの各項目毎に審査した上で、５段階（Ａ～Ｅ）で総合的に評価する。

(3) 審査の内容は、次のとおりとする。

a)　業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査結果
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式１３ 様式１４ 様式１４－１ 様式１７－１	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。

必要額は、１．調査基準価格等の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 367 号）に基づいて算出される、調査基準価格等算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b)　配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査結果
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式１５ 様式１７ 様式１７－１	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
配置予定技術者の人工が適正であるか	様式１６ 様式１６－１ 様式１８	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。
上記の２つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

※なお、様式には過去３カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c)　品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査結果
照査予定技術者への適正な報酬の支払が確保されているか。	様式１５ 様式１７ 様式１７－１	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
照査予定技術者の人工は適正であるか。	様式１６ 様式１６－１ 様式１８	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。
上記の２つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

【照査技術者未設定業務の場合】

・①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去３カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d)　再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査結果
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式１４ 様式１５ 様式１７－１ 再委託先見積書	○：確認していると認められる。 ×：確認していると認められない。

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

①　調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をＡとし、履行

確実性度を 1.0 として評価するものとする。

② 調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)から d)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

4 その他

予決令第 85 条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

①審査項目ａ）～ｃ）において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

②審査項目ｄ）において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④業務成果品のミス、不備　等

（様式１３）

当該価格により入札した理由

（様式１４）

入札価格の内訳書

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実施金額(B)	うち再委託予定金額(C)	官積算額 (D)	備考
直接原価								一次内訳書－1
	直接経費							
その他原価	その他原価							その他原価に係る内訳書
一般管理費等	一般管理費等							一般管理費等に係る内訳書
合計								再委託予定金額の比率○○％

入札価格の内訳書の明細書

（一次内訳書の様式）

一次内訳書－１						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接原価						
小計						

（その他原価に係る内訳書の様式）

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
その他原価	その他原価	その他原価	直接経費（１次内訳書－１に記載したものを除く） 間接原価		
	諸経費計				

（様式１４－１）

【一般管理費等内訳書】

契約対象業務名		
費目･項目	金額（円）	備考
一般管理費等		
･････		
･････		
･････		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
･････		
･････		

（様式１５）

当該契約の履行体制

（１）履行のための体制図（全体像）

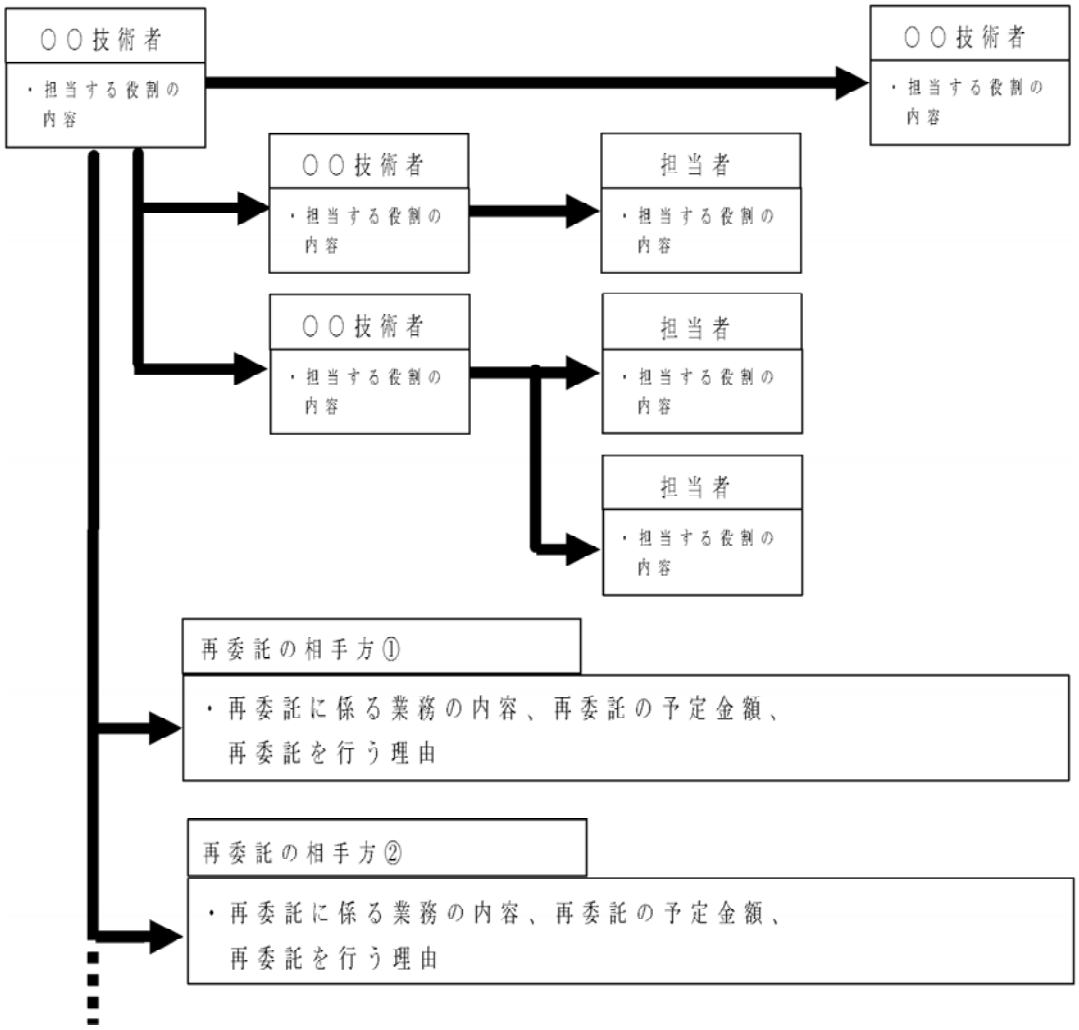

（２）業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

（様式１６）

手持の建設コンサルタント業務等の状況

（　　技術者）（氏名：　　）

業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	備考

（様式１６－１）

手持ち業務の人工

手持ち業務の人工（当該業務も含む）

（　　技術者）（氏名:　　）　　日数記入

業務名・業務項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備　考
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	
営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
A業務																																					
小　計																																					
B業務																																					
小　計																																					
C業務																																					
小　計																																					

（様式１７）

配置予定技術者名簿

技術者 の区分	氏　名	資　格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

（様式１７－１）

直接人件費内訳書

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
技術者名	調査対象業務作業時間 （時間）	年間総労働時間 （時間）	年収 （円）	法定福利費 （円）	退職給付費用 （円）	年間人件費＝(4)+(5)+(6) （円）	人件費単価＝(7)/(3) （円/時）	調査対象業務直接人件費＝(8)×(2) （円）
							合計⇒	0

（様式１８）

過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署

（　　技術者）（氏名：　　）

通し番号	業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	業務成績評定点	備考

（様式－１９）

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局静岡河川事務所長　井口　泰行　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（又は○○支店長　○○　○○）
（設計共同体の場合は、以下のように記入すること。）
共同体事務所の所在地
○○○○業務△△・○○設計共同体
△△㈱　役職名　氏名　　印
○○㈱　役職名　氏名　　印

誓　　約　　書

平成２４年１月２０日付けで公告のありました平成２４年度静岡河川管内河川巡視支援業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

記

１　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について中部地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存ありません。また、中部地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存ありません。

（注１）設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。
（参考）暴力団関関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。

（様式２０）

（第１面）

平成　　年　　月　　日

中部地方整備局長　殿

（郵便番号　　）
入札参加事業者　住　　所

電話番号（　　）　　－

商　　号
又は名称

氏　　名　　○印
㊞

（法人にあっては、代表者氏名）

法定代理人
氏　　名　　○印㊞

入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

（留意事項）

１　この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第１０条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

２　この書面とともに第８面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

（第２面）

1　入札参加事業者

個人・法人の別	□　個　　人	□　法　　人

ア　入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日	本　　籍
氏　　名	（性別）	住　　所
フ　リ　ガ　ナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	（　）	

イ　入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

（記載上の注意）

1　「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。

2　「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち１個を記載して下さい。

2　法定代理人

フリガナ	生年月日	本　　籍
氏　　名	（性別）	住　　所
	（　）	
	（　）	

（記載上の注意）

1　「法定代理人」は、

①　入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）

②　入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）

が、法第１０条第６号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第２面の次に添付して下さい。

３　役　員　等

フ　リ　ガ　ナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	

（記載上の注意）

1　入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。

2　「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。

3　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第３面の次に添付して下さい。

4　主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	

ア　主要株主・主要出資者が個人の場合

フ リ ガ ナ	生年月日（性別）	本　　籍	
氏　　名		住　　所	
		所有株式数又は出資金額	割　　合
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		

イ　主要株主・主要出資者が法人の場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
商号又は名称	代表者氏名	所有株式数又は出資金額	割　　合

（記載上の注意）

1　主要株主とは、発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主をいいます。

2　主要出資者とは、出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいいます。

3　割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×１００」とします。

4　法第１０条第９号の親会社等に該当する場合は、第６面の「５親会社等」欄に記載して下さい。

5　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第４面の次に、法人の場合は第５面の次にそれぞれ添付して下さい。

５　親会社等

ア　施行令第３条第１項第１号に該当する場合

○　個人の場合

フリガナ	生年月日（性別）	本　　籍		
氏　　名		住　　所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割　　合
	（　）			

○　法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割　　合

イ　施行令第３条第１項第２号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ　施行令第３条第１項第３号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

（記載上の注意）

１　「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第３条第１項第１号から第３号まで）を記載して下さい。

①　その株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第１号）

②　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が２分の１を超えていること。（第２号）

③　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第３号）

２　親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。

３　その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数×１００」とします。

6　親会社等の役員等

法人の商号又は名称		
フリガナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所

	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	

	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	

（記載上の注意）

1　親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第３面でいう「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第７面の次に添付して下さい。

7　提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提　出　書　類　一　覧　表	ﾁｪｯｸ
1　住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】	
①　落札事業者（個人）	
②　落札事業者（個人）の法定代理人※2	
③　落札事業者（法人）の役員	
④　落札事業者（法人）の役員の法定代理人	
⑤　落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3	
⑥　落札事業者（法人）の親会社等※4（個人）	
⑦　落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人	
⑧　落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
⑨　落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人	
⑩　落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者	
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5	
⑪　入札参加事業者（法人）	
⑫　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）	
3　戸籍抄本※6	
⑬　入札参加事業者（個人）	
⑭　入札参加事業者（法人）の役員	
⑮　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑯　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
4　未成年者登記簿の謄本※7	
⑰　入札参加事業者（個人）	
⑱　入札参加事業者（法人）の役員	
⑲　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑳　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	

※１　住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後６ヶ月以内のものを提出して下さい。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいことに留意して下さい。

※２　法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※３　役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※４　親会社等とは、入札参加事業者と施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※５　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後６ヶ月以内のものを提出して下さい。

※６　戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみななされている場合（民法第７５３条）に提出して下さい。

※７　未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

○確認用電子データ作成様式（対象となる公共サービス：発注者支援業務等）　　（様式21）

事業者との関係	氏名漢字	氏名カナ	生年月日				性別	住所	入札参加事業者	
			元号	年	月	日			名称等	所在地

（記入上の注意）

注1）　意見聴取対象者が25名を超える場合は行を追加して下さい。

注2）「事業者との関係」欄は、その者が入札参加事業者（貴社）において又は貴社との関係で、どのような立場、関係にあるのかを入力して下さい（例　代表取締役、親会社の役員、主要株主、事業者の法定代理人など）。

注3）「氏名漢字」欄は、それぞれのセルに全角で入力してください。常用漢字でない等の理由により漢字入力ができない場合は当該漢字に代えて平仮名で入力して下さい。

注4）「氏名カナ」欄は、それぞれのセルに半角カタカナで入力してください。

注5）「生年月日」欄の「元号」は、明治「M」、大正「T」、昭和「S」、平成「H」と半角で入力して下さい。年月日はそれぞれ半角2桁の数字で入力して下さい。（例：1月の場合01と入力）

注6）「性別」欄は、男性「M」、女性「F」と半角で入力して下さい。

注7）「住所」欄は、住民票記載の住所を記載して下さい。なお、郵便番号は不要です。また、落札事業者となった場合は、全員について住民票の写し等（参考1・意見聴取対象者等を参照）を提出して下さい。

注8）「名称等」及び「所在地」欄は、意見聴取の対象者すべてについて同一の内容を記載して下さい。

注9）　意見聴取対象者が法人である場合は、「氏名漢字」及び「氏名カナ」欄に法人の商号又は名称を、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載して下さい。「生年月日」及び「性別」欄は空欄で構いません。